

水道事業における加入分担金の見直しについて

上・下水道部 水道課

1 趣旨

水道事業において、給水装置を新設する場合や、メーター口径を増径する場合に、その口径に応じて、加入分担金の徴収を行っています。

現行は口径75ミリメートル以上の加入分担金について、個別に対応しておりましたが、近年、大口需要企業からの相談も多くなっていることから、75ミリメートルから200ミリメートルまでの加入分担金の額の区分を新たに追加し、合わせて額の見直しをするものです。

2 改定の内容

メーターの口径	新	現
	金額	金額
13ミリメートル	132,000円	120,000円
20ミリメートル	198,000円	180,000円
25ミリメートル	264,000円	240,000円
30ミリメートル	528,000円	480,000円
40ミリメートル	792,000円	720,000円
50ミリメートル	1,980,000円	1,800,000円
75ミリメートル	5,940,000円	別に定める
100ミリメートル	9,240,000円	
150ミリメートル	18,480,000円	
200ミリメートル	31,350,000円	